

児童虐待防止に対応できる地域での連携システム

－医療機関と他の関連機関との連携－

(分担研究：被虐待児の地域システムに関する研究)

橋本 信男¹⁾、末吉 圭子¹⁾、山本 正士²⁾、井手 道雄³⁾

要約：本年度は、医療機関以外の関連機関との協力を強めるために定期的な研修会〔親子のこころの対話研究会〕を平成8年4月から本格的に開始した。児童相談所を中心として地域のいろいろな機関との接触を高めた。また児童虐待に関する地域でのテキストブックを作成して認識度をさらに増加させ関連機関との積極的な協力システムを向上させていくことに期待をした。児童虐待防止に対応できる地域の連携を発展させていくために保育所の協力を得やすくできるように活動することを今後の課題とした。

見出し語：児童虐待、地域の連携システム、乳児院、確約書、保育園

研究目的：平成6年から医療機関内での児童虐待防止に対応できるように院内研究委員会を設け、チェックリスト表と院内での早期発見因子を作成し活動を継続している。

今回は、医療機関以外との連携を高める目的で、児童相談所、保健所、乳児院や養護施設、保育園などを主に、お互いの立場からみた児童虐待に関する問題点を挙げ、地域でのネットワーク完成に近づく活動をしたので報告する。

1) 地域でのネットワーク形成作り：

我々の地域において児童虐待の早期発見や予防活動の発展を高めるために、医療機関を含め協力の必要性がある他の専門機関と一緒に知識

度を増すための勉強会を設けた。福岡県久留米児童相談所を事務局とし、研究会の名を“親子のこころの対話研究会”とした。平成8年の4月から定期的に1カ月に1回の予定で研究会を始めた。内容は虐待に関する教育講演とそれぞれの専門機関の立場からみた児童虐待の問題点などに関してグループディスカッションを行い、最終的に各会ごとに総整理をして次回の問題提起を挙げ会を終了した。

研究会を行って認識できた主な事は、各機関での活動にも限界があるということがわかった。また各機関への役割負担を減少させることができてきた。児童福祉活動の中心となる児童相談

1) 聖マリア病院小児科 (Department of Pediatrics, St. Mary's Hospital)

2) 看護学院短期大学 (St. Mary's Junior College) 3) 病院長 (Director of St. Mary's Hospital)

所への支援活動ができるようになってきた。その見本のひとつとして医療機関、児童相談所、乳児院や養護施設との連携を取りやすくなるための確約書（表3,表4）を作成し、医療機関で入院保護してきた7事例に使用した。退院後の再発や乳児院や養護施設へ移動した後も保護できるための評価指標とした。

2) 地域での保健婦活動：

地域の保健婦に対しては、医療機関で入院保護や診療外来での問題事例などに関して、地域での関係者などを集めての会議を開くこと、また乳幼児の子ども達との接触をもつ機関職員などへ召集活動、また児童委員や保母などへの児童虐待に関する学習活動の実施。勉強会や研修会を地域に設けてもらった。

良かった点としては、地域で活動している児童委員や保母（保育園関係）などとの接触できる時間を持つことが出来た。また児童委員や保母（保育園関係）達と児童福祉において活動している行政機関の児童相談所の職員との接触もできてきた。地域において隠されていた情報把握の学習活動もできた。その中で地域児童委員の認識評価として、児童虐待の教育講演に参加した児童委員のうち25名（回答年齢層は50歳以上）にアンケート調査ができた（表1）。男性12名、女性8名で既婚18名（72%）〔記載なし5名〕で孫有りが17名（68%）であった。子どもの監護面などにおいて、特別に問題がある家族に関しての相談を受けたり、または誰かに相談をしてみたいという家族に接した経験があったと答えた人が5名（20%）で無いが17名（68

%）であった。しかし、子ども側の立場からみた権利についてのいろいろな問題に関心があり、研修会や研究会などの勉強会があれば参加していきたいの回答が17名（68%）にもみられた。

3) 乳児院や養護施設との連携：

乳児院や養護施設との連携は、医療機関にとっては非常に大事な接触機関である。それは我々が医療機関内で経験してきた児童虐待は、乳児早期から虐待行為がなされていた。よってその年齢層からの子どもの生活面に関して勉強していくことは乳児と接触する機会が多い我々にとっては欠かせないことである。

活動としては、研究会への参加依頼と乳児院や施設訪問をした。その結果、医療機関の看護婦や保母との接触ができやすくなりお互いの機関の学習ができた。また施設からの医療機関への見学や事例診断依頼や児童相談所との連絡回数も増し親からの強制引取に関しても単独機関だけでなく複数以上の機関による判断で活動することができるようになった。

九州地域の乳児院研修会で医療機関内における児童虐待に関しての講演終了後にアンケート調査を施行できた（表2）。

a) 回答率は、参加者65名のうち39名（60%）であった。年齢層は20歳台から50歳台までで、虐待児との接触の既往があったのは34名（87%）であった。接触した虐待児の内容の種類は重複しているが、身体的虐待が26名（67%）、養育の拒否・放棄（ネグレクト）が25名（64%）、性的虐待が8名（21%）、心理的虐待が9名（23%）、その他1名の結果であった。

虐待という言葉の表現で入所してきた子どもとその他の子ども達との接触面において違うところを感じるのは25名(64%)、またその子どもの家族との接触面にも違いを感じるのも25名(64%)であった。

b)乳児院からみた地域の医療機関、児童相談所、警察に対する意見は、

20歳台では、まだまだ、遠い存在であるために、もっと身近に意見や相談などができる場所があればよいのでは。

各機関ともだろうが、親へ帰さないと判断する基準が難しいと思う。「以前よりはいい。でもなんとなく不安」とかぐらゐの理由では、帰したくなくても、実際、引き止めにくいものがあり、乳児院が多少不安に思っている、児童相談所の判断で親元へ帰っていったりする。親が全て悪いとは言えないと分かっている、入所理由がそういうものだと、こちら信用を取り戻しにくい。親が子どもに対して「可愛いと思う、反省している」と言われると、周りはそれ以上言いにくくなり、とても難しいと思う。

児童相談所にいますが、確かに危機感が足りない面はあると思う。

各機関の連携の必要性を感じました。まだまだ一般の中での虐待に関する知識は低いと思います。

互いの連携や協力が大切だと思います。

虐待で入所してきた児が、家庭引き取りになる場合、その後の様子(家庭内・親子関係)を定期的に観察できる様なものをしてほしい。母親(家庭)に返しても心配を感じていて、仕方なく返さなくてはならない側としては、そこが

一番心配である。

もっと身近に真剣に考えていくべきではないかと思う。

保健所の家庭訪問が必要。

30歳台では、児童相談所の方(ケースワーカー)にもっと積極的に子どもを守るために動いて欲しい。乳児院や警察まかせにしないでほしい。

児童相談所側に相談したが、あまり期待できないケースが多い。

児童相談所のケースワーカーがもう少し乳児院であずかっている乳幼児を月に1回くらい様子をみにくるなどして生活状態を把握してほしいと思う。

介入することは色々な面で大変だと思いますが、これら3つの各機関に限らず、積極的に対応できたらいいなと思います。

タバコの火を陰部に20カ所ほどありびっくりしました。両親離婚にて入所してきた1歳半の男の子です。オムツ交換時に足を広げず大泣きされてこまった。立ったままオムツを当てた事もあった。段々と慣れてきてくれました。

40歳台以降では、児童相談所は問題のある親に対しては、親権停止(裁判所などと協力体制のもとに)させるくらいの義務と責任感がほしい。子どもに対してもっと専門性がほしい。3~4年くらいで異動してしまうと専門性がでない。

ネットワーク造りが少しずつ達成されつつある段階である。

医療機関、警察は身体的虐待を発見できるが、日常生活内で発生する虐待(ネグレクトなど)

に対しては児童相談所しか対応できないので各地域にネットワーク網をはり、被虐待児の実情を知る努力が必要である。

子どもを知らない大人（親）の増加。より注意して心身の安心を計る。家庭内がみえないはがいさ。一見子どもを大切にしている様に見える親。子どもの権利を守る事と、親の権利との調整をする場が必要でしょう。

法律面の整備を急ぐ。

虐待児が退所する時、まだ不安を感じる時があるが、親権が一番に来て、家庭に帰った時、その後の安否が気遣われる。児童相談所の権限を強いものにしてほしいと願います。

親からの分離で回復しつつある児が親権優位で家庭内に帰される事の不安。子ども本位が通じるような体制を作してほしい。

乳児院入所により、母親にゆとりができ、父親の協力も得て、母親が明るく自信ができて引き取る様になったケースがあります。再発防止のために、家族への援助が何よりも大切だと思います。

c)乳児院（養護施設）からみた各地域での子ども達の心身の安全性を保護していくための活動発展に関しての意見は、

20歳台では、育児に関しての悩みなどがある場合に悩み続けて虐待へとつながっていきほしくないで乳児院などにでもどんどん相談に来てほしいと思います。

さまざまな人が意見を（専門的な人のみでなく）言い合ったり出しあったり出来る場所を広げていければよい。

お母さんになる人達に、安心して子育てがで

きるように話し合える機会をもっと沢山作っていききたい。

虐待児の発見しやすくなってきたのかもしれないが、子どもを保護した後の親への働きかけや親の元へ子どもを帰してしまう時などその後にも問題が起こってくる危険性がある。再発防止に働きかけられる距離にいれば継続的に関わっていくことができるが、そうでない場合には難しくなってくると思う。

子供の権利の確立。法律の改正。現在の法律のままでは問題があるかもしれないと、言うだけであるのなら施設に子供をとどめておくことは出来ない。しかし、子供と親とを引き離すだけでは解決はつかないと思う。親側のケアや子供側のケアの必要性。子供が家庭に帰った後の継続したケアの必要性。施設にカウンセラーの配置などが必要。

子どもにこころの傷として残らないうちに早期に介入して分離が必要と思われるケースなどはもっと早く乳児院などの養護施設へ入所できるように地域において協力しあっていく必要がある。

親子関係やさまざまなケースに対して、それに合った対応ができているのだろうか。一緒になっていろいろな活動を行っていき、親や子どもそれぞれの助けが出来ていけば良いと思っている。

核家族やその他いろいろな諸問題を社会問題として自分自身も考えていかねばいけないと思っている。

30歳台では、他所の子供だから関係がないというのではなく、地域の人達みんなが子供を守

っていこうという意識を持って周りの子供や家庭に目を向けていかなければいけないと思う。

行政側が、もっと深く関わりを持って欲しい。また親のケアも精神的な面でもっと真剣に考えていって欲しい。

40歳台以降では、乳児院では、地域の子育て支援的役割に専門性を活かして積極的に取り組むべきである。デイケア、ナイトケアなど、あるいは育児相談、電話相談など、地域のニーズにあった支援が必要となる。地域での虐待防止に努めること。病院に運ばれる前の早期発見や早期治療が必要となる。

密室で虐待を受けている多くの子ども達のためにも、ぜひ公の場でこの研究会（“親と子のこころの対話研究会”）が知らされていくことを願っています。それによって児童相談所が法的に行政的にも親権と同じくらい強い立場になることを望んでいます。

日本では、まだ虐待は身体的のイメージが強すぎる。親が与える精神的影響が人間形成に大きく左右する事をもっと知らしめるべきだと思う。

時間はかかっても、ひとりひとり、その場で「知らせていく」活動。草の根的活動が重要でしょう。虐待防止の情報発信源となる活動をしていくのも大切な役割だといえます。

里親をしています。5番目の里子（虐待をされていたのではないかと考えています）の父親が親権の変更を裁判所に申し立てて返してほしいと言ってきています。近日中に児童相談所において父親に子供を会わすことになっているのですが、どうやって子供を守ってやれるのでし

ょうか。里親というのは法的にはとても弱い立場にあるのです。

関係する各機関のスタッフが一緒になって勉強しながら意志統一をはかり、それぞれの家庭に応じた一貫した援助をすることが大切だと思います。

4) 考察：

医療機関に保護されてくる児童虐待の内容は、過去に比べて養育面における問題を抱えたネグレクト関係事例が増してきた。よって虐待事例として取上げられる症例数も多くなってきた。しかし、医療機関内で取り扱う虐待例において、全てが乳児院などの養護施設保護の適応事例ばかりではない。しかし、そのまま自宅へ退院させて放置しておいてよいということができないのが現実である。子どもの生活における安全性を守っていく活動と共に家族へできるだけ地域支援を発展させて虐待行為の再発を無くしていくために地域との連携が必要となってくる。それらの問題解決と再発防止を期待して聖マリア病院において確約書を考案した。つまり子どもが成長していく発育発達、栄養や学習などの必要性、病気や事故などにおける子どもの生活の安全性の確保（経済的な貧困面も含めて）、健やかに育っていける子どもの心身における安全性の保護などにおいて、家族だけでは整理解決できない問題においてみんなで助けあいながら子どもの成長を守っていこう。そのためには家族にそれらの必要性を理解してもらい協力してもらうことへの説得に役立つものと考えた。我々医療機関が訴えたいのは、年齢層でも特に

0歳児から虐待行為はなされている、ミルクを飲ませない、沐浴もさせない、着替えもさせない、学習行動がなされていないために栄養不良で体重も増えず、運動面や精神面における発育発達も遅れる。喜怒哀楽の表情もなく、部屋の中に放置されたまま。親族や近所周囲との交流も乏しく父親からの家庭生活に関する支援保護もなされていない。最終的に母親が孤立状態に置かれてしまっている場合が多い。また虐待行為が進行してくると身体的虐待となり子どもの生命の危険性が非常に高いことは報告した。

これらの問題に対しての保健婦の活動は地域での児童虐待発生予防に関する重要な役割のひとつだといえる。特に乳幼児の健康診断の場で、子どもや家族と接触することによって、虐待行為事例の選択、また乳幼児健康診断へ参加してこない家族の引出しと家庭訪問によってこれらの家族環境へ介入することで、虐待事例の発見や発生を早期に予防するための情報源ともなれる。

保育所に関しては、乳幼児期低年齢層の子ども達の学習活動に大きな影響を与えることができる機関だといえる。また0歳台の子ども達と接触を要する保育所もある。となると早期の虐待行為の発見と虐待行為の予防に重要な場所となってくる。児童相談所、乳児院や養護施設、医療機関などとは違った児童への福祉機関としても重要な役割を持っていることになる。平成6年度の福岡県保育所に対して無作為に認識調査をした結果、被虐待児との接触率が23%と高値を示していた。よって、地域での児童福祉活動において中心となる児童相談所との協力活動

をすることが非常に重要な機関のひとつであることがいえる。

本年度は、乳児院や養護施設との連携を高めていくことと地域での保健婦活動に力を入れたが、来年度は地域の保育所との連携を高めていくための活動計画を考えている。

児童相談所を中心にして児童福祉に関する活動が積極的に施行できやすいようにするためには、それぞれの機関の協力が十分にできるようにしていくこと。児童相談所以外の専門機関が被虐待児に関しての知識を増すための勉強とそれぞれの機関で虐待児やその家族との接し方、また活動できる範囲の限界を知ること、逆にそれぞれの機関が持っている利点などを取り出して整理していくことが地域における虐待行為の防止や予防活動において重要ではないかと考えられた。

地域での虐待防止に対応できる活動の積極性を増していく対策のひとつとして、“親と子のこころの対話研究会”に関しては、研究会へ参加してくる誰でもが、専門性や特殊性などの境界を持たずして、それぞれの立場からの意見や情報、アドバイスなど、またそれぞれの機関や個人での悩みなどを問題として提起できやすくし、窮屈で封建的な面がある研究会にはしない。

地域での児童虐待防止ネットワーク完成への活動を高めるために、医療機関での児童虐待の実態と早期発見や虐待行為予防の必要性を啓発していくためのテキストブックを作成した。

確約書（表3,4）と同様に、我々の活動評価の指標のひとつとして活用することにした。

表1：児童委員を調査したアンケート用紙

“親と子のこころの対話研究会”の活動評価用紙

A)職種：
 B)氏名：
 C)性：女性・男性
 D)年齢：歳
 E)既婚：あり・なし
 F)子供：あり・いない
 G)孫：あり・いない

1)子どもの監護面などにおいて特別に問題がある家族に関しての相談を受けたり、または誰かに相談したいと思った家族と接した経験がありますか。
 ある [内容では、例えば身体的、養育の疲労、心理面、性的なものなど]
 ない
 その他

2)今後、子ども側の立場からみた権利についていろいろな問題に関心があり、研修会や研究会などの勉強会があれば参加していきたいですか：
 はい・いいえ・その他

3)現在、筑後地域を主として“親と子のこころの対話研究会”を定期的に毎月1回行っていることに関して：
 a)知ってありましたか：はい・いいえ・その他
 b)どのような情報によって知られましたか：
 c)会に参加されたことがありますか：はい・いいえ・その他

4)“親と子のこころの対話研究会”は、地域においていろいろな専門機関で取り扱っている子ども達の問題や家族の問題などに関して各機関で悩んでいることやお互いの協力がスムーズに行われ、子ども達の成長において健康環境の継続を守っていきたいと思っています。今後、地域の皆様の御協力を期待したいと思います。いろいろな御意見を：

表2：乳児院職員を調査したアンケート用紙

“親と子のこころの対話研究会”アンケート調査表

A)年齢：歳
 B)氏名：
 C)性：女性・男性
 D)勤務先：
 E)既婚歴：
 F)子供：あり・いない
 G)孫：あり・いない

1)子どもの虐待との接触は：
 ある・ない

2)虐待の内容は：
 a)身体的 b)養育の拒否・放棄(ネグレクト)
 c)性的 d)心理的
 e)その他

3)乳児院の中で、虐待という言葉が表現されて入所してきた子どもとそれ以外の子どもとの接触面に違うところがありますか：
 ある・ない
 親や家族との問題は：ある・ない
 その他の意見：

4)乳児院からみて、医療機関、児童相談所、警察に対して、虐待防止に関する御意見やアドバイスを：

5)福岡県久留米市を中心とした筑後地域で活動している
 a)“親と子のこころの対話研究会”を知ってありますか：
 知っている・知らない
 b)研究会が定期的に開催される会へ参加されたことがありますか：
 ある・ない

6)乳児院からみた各地域での子ども達の心身の安全性を保護していくための活動発展に関しての御意見やアドバイスを願っています：

表3：使用した確約書の見本

確約書

子どもの養育や保護に関する機関様

子供 [] が退院した後、下記に示す事態に従うのが難しくなった場合には、子ども達の心身の安全性を一番に考えて、医療機関又は他の援助機関における一時保護に従う事を確約します。

記

- 1) 子どもの監護(日常生活において子供の心身の安全性を継続していくべき義務を守っていくこと)に関して困難性を認めた場合。
- 2) 経済的な面で家族の日常生活が不安定になってきた場合。
- 3) 子供の随意的な行動ではできない事故や外傷が認められた場合。
- 4) 子供の心身面において危険性が認められた場合。
- 5) 子供の健康診断(発育発達などを含め)などに関し て参加しなくなった場合。
- 6) 上記以外で子どもの日常生活において危険が考えられた場合。

平成 年 月 日確約
 住所
 氏名

表4：使用した確約書の見本

確約書

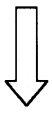
子どもの養育や保護面に関係した機関様

内容

私の精神的な不安面に関しての治療を積極的に行います。

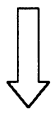
私の子供 [] の生活面に関しての監護は全てまかせます。

上記内容に関して確約します。
 平成 年 月 日確約
 住所
 氏名



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約・本年度は、医療機関以外の関連機関との協力を強めるために定期的な研修会[親子のこころの対話研究会]を平成 8 年 4 月から本格的に開始した。児童相談所を中心として地域のいろいろな機関との接触を高めた。また児童虐待に関する地域でのテキストブックを作成して認識度をさらに増加させ関連機関との積極的な協力システムを向上させていくことに期待をした。児童虐待防止に対応できる地域の連携を発展させていくために保育所の協力を得やすくできるように活動することを今後の課題とした。